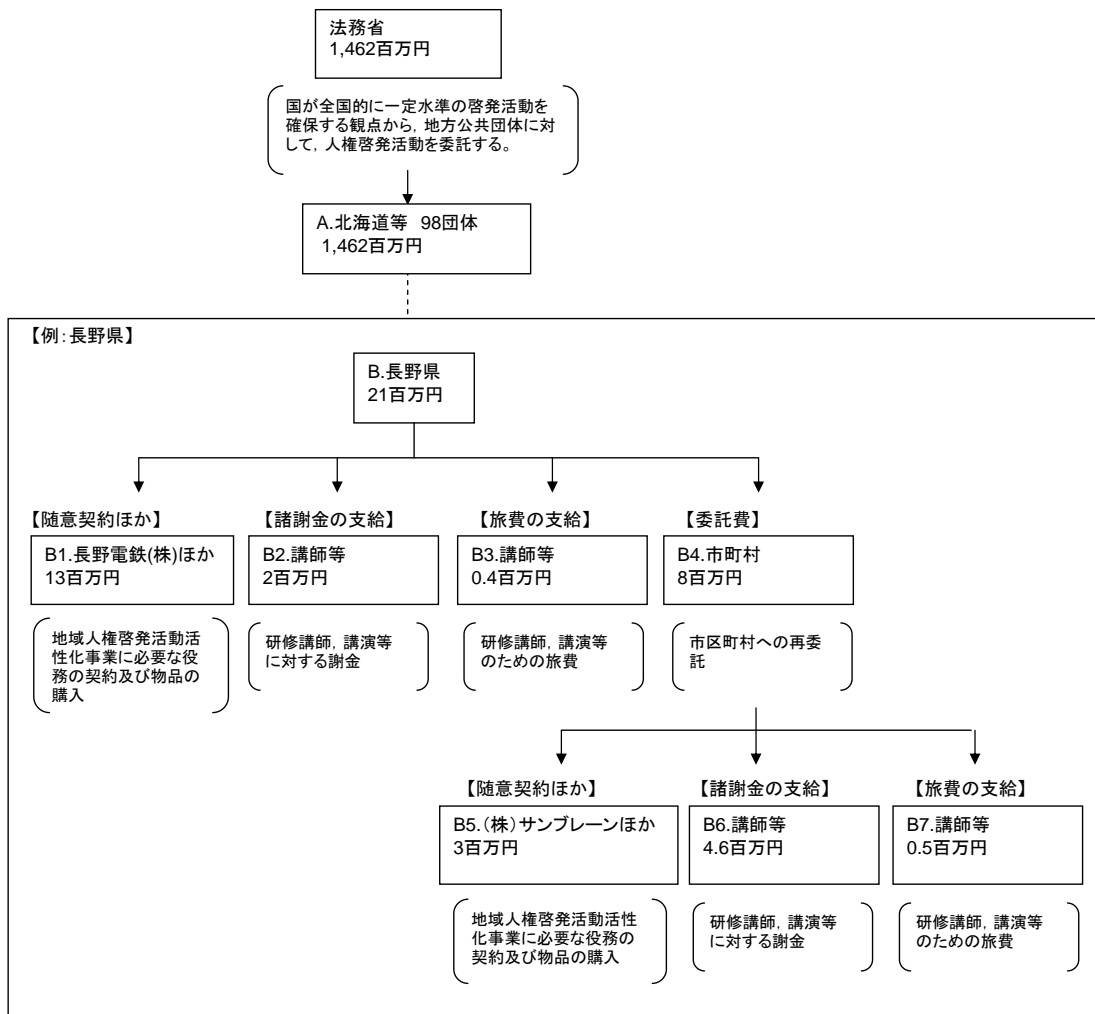


平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	地域人権問題に対する人権擁護活動の委託	担当部局庁	人権擁護局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成9年度(昭和48年度) 終了年度:未定	担当課室	人権啓発課	人権啓発課長 野崎昌利				
会計区分	一般会計	政策・施策名	人権の擁護 Ⅲ-10-(1)人権の擁護					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条、第9条 法務省設置法第4条第27号	関係する計画、通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定。平成23年4月一部変更)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「全ての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を実施している。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,712	1,545	1,462	1,328	1,317	
		補正予算	0	0	0			
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	1,712	1,545	1,462	1,328	1,317	
	執行額	1,712	1,542	1,462				
執行率(%)	100.0%	99.8%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	【定量的な成果目標が示せない理由】 本事業は、人権尊重の理念に対する国民一人一人の理解を深めることを目的としているが、理解が深まったか否かは、国民に関わるものであり、具体的に測ることができないことから、定量的な成果目標を示すことはできない。		成果実績					
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	毎年度、主に小学生を対象として、児童が協力して花を育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を育むことを目的とした人権の花運動を、小学校等で実施しており、人権の花運動を実施した小学校等団体数が活動実績となることから、活動指標とする。		活動実績 (当初見込み)	団体数	3,574 (—)	3,661 (—)	3,844 (—)	— (—)
	27,242(円/団体数)		算出根拠	単位当たりコスト=人権の花運動執行額104,719,509円(平成24年度)/小学校等団体数3,844団体(平成24年度)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人権啓発活動等委託費	1,328	1,317	ラッピングバス事業の廃止、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。				
				いじめ問題対策の強化に係る経費を増額要求した。				
	計	1,328	1,317	「新しい日本のための優先課題推進枠」130				

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	<p>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権啓発に関する施策を策定・実施することは国の責務とされており(第4条)、地方公共団体においても人権啓発活動を実施しているが、地方公共団体は、国と連携を図りつつその地域の実情を踏まえた人権啓発を実施する責務を有するとされていることから(第5条)、国が地方自治体にその一部を委託して実施している。</p> <p>なお、地域主権改革における自己仕分けにおいて、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するものとして整理しているが、仮に移譲するとしても、各地方自治体において一定水準の人権啓発活動を確保する必要があり、何らの人権啓発活動もされないという事態を避けなければならないことから、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要があるとしている。</p>		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		△			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		－			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	<p>事業の実施に当たっては、地方公共団体の会計基準に従って適切に調達を行うよう指導し、コスト削減に努めている。</p> <p>都道府県が事業を行う際の支出は、当該都道府県の会計基準に従い、当該都道府県の市町村への再委託は計画どおりに支出されている。</p> <p>委託費は事業を実施する上で直接必要な経費のみに限定している。</p>		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		－			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		－			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	<p>事業の実施に当たっては、地方公共団体の会計基準に従って適切に調達を行うよう指導し、コスト削減に努めている。</p> <p>また、成果物については、各事業の目的や対象者を考慮した上で、適切に活用している。</p>		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		－			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			<p>そもそも人権尊重思想の普及高揚は、法務省人権擁護局の所管であるところ、他府省においても、その所管の事業の中で人権啓発活動を実施している場合には、適正な役割分担を行っている。</p>		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		各種相談事業等				
点検結果	<p>地方委託費の支出については、精算書等の書類上の審査だけでなく、法務局・地方法務局が実地調査を行い、地方公共団体の支出先や事業の執行状況等について確認しており、適正な事務処理を確保するための体制を整えている。</p> <p>平成25年度は、地方公共団体から提出された平成24年度地方委託事業に対する効果検証報告を踏まえ、実施計画策定に当たっての指針等に盛り込み、地方公共団体における平成26年度の啓発活動の実施計画に反映させる。</p> <p>また、今後も効果検証を継続して実施することにより、地方公共団体における啓発活動が、効果的・効率的なものとなるよう努めていくものとする。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外である。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	事業の委託内容等について精査・分析し、その結果を予算に反映すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	<p>所見のとおり、効果検証結果及び執行実績を踏まえた見直しを行い、ラッピングバス事業を廃止するとともに、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。</p> <p>(▲142百万円)</p>					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0061	平成23年	0057	平成24年	0062

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。
また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。
特に、B1以下は自治体支出分を含んでいるため、その合計額とB(委託額)とは整合しない。

B.長野県			B4.市町村		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B1.長野電鉄(株)			B5.(株)サンブレン		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	ラッピングバス広告	1			
計		1	計		0
B2.講師等			B6.講師等		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B3.講師等			B7.講師等		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	人権啓発活動の地方委託	77	—	—
2	兵庫県	人権啓発活動の地方委託	56	—	—
3	京都府	人権啓発活動の地方委託	44	—	—
4	大阪府	人権啓発活動の地方委託	43	—	—
5	埼玉県	人権啓発活動の地方委託	42	—	—
6	愛知県	人権啓発活動の地方委託	42	—	—
7	福岡県	人権啓発活動の地方委託	40	—	—
8	北海道	人権啓発活動の地方委託	39	—	—
9	千葉県	人権啓発活動の地方委託	35	—	—
10	熊本県	人権啓発活動の地方委託	33	—	—

B1.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長野電鉄(株) (随意契約)	ラッピングバス広告	1	随意契約	—
1	長野エフエム放送(株) (随意契約)	人権啓発番組製作及び放送業務	1	随意契約	—
3	アルピコ交通(株) (随意契約)	ラッピングバス広告	1	随意契約	—
4	長野朝日放送(株) (随意契約)	テレビスポットCM	1	随意契約	—
4	(株)長野県民球団 (随意契約)	スポーツ組織連携	1	随意契約	—
6	信濃毎日新聞(株) (随意契約)	新聞広告	1	随意契約	—
7	日本平版印刷(株) (公募型見積合わせ)	ハンセン病問題パンフレット印刷業務	0.9(0.5)	公募型見積合わせ	—
8	(株)ジェイアール東日本企画ほか (少額随契)	電車内ポスターを広告媒体とした人権啓発業務	0.8(0.3)	随意契約	—
9	長野包装(株) (公募型見積合わせ)	啓発物品作製業務	0.7	公募型見積合わせ	—
10	(株)オノウエ印刷 (公募型見積合わせ)	広報印刷物デザイン制作業務	0.7(0.3)	公募型見積合わせ	—

※ 括弧書きについては、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。

B5.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)サンブレーン (少額随契)	啓発物品購入	0.3(0.1)	随意契約	—
2	JAファーム (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.2(0.1)	随意契約	—
3	さかい (少額随契)	啓発物品購入	0.2(0.05)	随意契約	—
3	三協エージェンシー (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.1)	随意契約	—
5	嶋屋種苗(株) (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.02)	随意契約	—
6	(株)日本タネセンター (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.06)	随意契約	—
7	陽だまりの家 (少額随契)	啓発物品購入	0.1	随意契約	—
8	近藤種苗店 (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.1(0.05)	随意契約	—
9	(株)長野三光 (少額随契)	人権啓発イベント音響・照明業務	0.09	随意契約	—
10	財団法人 小布施町振興公社 (少額随契)	人権の花運動用資材購入	0.09	随意契約	—

※ 支出額は、再委託先の18市町村の総額である。

※ 括弧書きについては、支出先との契約が複数ある場合、総額を記載し、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している。